

白岡市指定管理者制度導入ガイドライン

1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、現在、管理委託している公の施設の指定管理者制度への円滑な移行及び新たに指定管理者制度に移行する際の検討事項や手順等を共通化するために作成するものである。

指定管理者制度は、経費の節減やサービスの向上のほか、市民との協働や地域の活性化、団体の自立化等の面からも有効活用が可能であり、これらの視点を持って制度導入を図るものとする。

内容は、導入に当たって検討すべき事項を記載しているが、各施設にはそれぞれ異なる目的や運営形態があるので、施設所管課がそれらを考慮し、本ガイドラインを踏まえた上で、移行の手続等について決定する必要がある。

2 指定管理者制度について

(1) 法令の改正時期等

地方自治法の改正 平成15年6月6日成立、同月13日公布

政令による改正法の施行期日 平成15年9月2日

(2) 地方自治法第244条の2関係の改正

公の施設の管理について、従来は地方自治体の出資法人等に限定して管理を委託することができたが、法改正後は地方自治体が指定する指定管理者に管理を代行させる「指定管理者制度」が導入された。

(3) 改正の目的

公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者等まで広げることにより、① 住民サービスの向上、② 行政コストの縮減等を図る目的で創設されたもので指定管理者制度を活用することにより、地域の振興及び活性化並びに行政改革の推進につながることを期待されている。

(4) 管理委託と管理代行の相違点

管理委託制度は、地方自治体と管理受託者の関係が「委託」「受託」という法律、条例に根拠を持つ公法上の契約という法律関係であり、指定管理者制度での指定管理者との関係は、「管理の代行」という形で、契約関係とは異なる概念である。

このようなことから、最大の相違点は「使用の許可」など処分性の認められる事務について、指定管理者制度下では指定管理者が行うことが可能となったものである。

(5) 指定管理者制度と業務委託

従来の管理委託制度に代わり指定管理者制度が導入されたが、清掃・警備等の業務委託については、これまで通りとなる。

3 検討から決定までの流れ

(1) 基本的な考え方

指定管理者制度は、公的責任を確保しつつ、地方公共団体の主体的な判断により、施設管理に民間の経営ノウハウを取り入れ、サービス向上と効率的・効果的な管理運営という相反する概念を両立させようとする制度となっている。

当市における公の施設は、さまざまな種類があり、すべての施設について包括的な方向性を設定することは困難である。そのため、次の視点を基に各施設の所管課が個々の施設管理の方向性を検討するものとする。

① 指定管理者制度導入によるサービスの向上

公の施設は、公共の利益のために多数の住民に対して均等に役務を提供することを目的とするものであることから、指定管理者制度の導入においても、従来の管理委託方式と同様、「より一層向上したサービスを住民が享受でき、ひいては住民の福祉がさらに増進される。」ことを念頭に置くものとする。

② 市場原理の活用

民間によって同種のサービスが十分提供されている場合など、行政が競合して実施する必要性が薄れているものについては、廃止を含め当該施設の存続の是非から検討するものとする。

③ 公平性・透明性の確保、説明責任

いずれの方法で管理する場合であっても、管理主体の決定に際しては、公平性を確保し、選定手続についても透明性を確保するとともに、これらについて、市民に対して説明責任を果たすものとする。

④ 効率的・効果的な運営

それぞれの施設の性格に応じて、どのような管理を行うことが最も費用対効果が期待できるか、あるいは当該施設の利用促進につながるか等について、さまざまなケースを想定した上で、選定手続を行うものとする。

(2) 管理主体決定に係る基準

◎市が管理すべき場合の判断基準（直営）

① 法律上の制限

個別の法律において管理主体が限定されているもの

(例) 学校教育法など

② プライバシー保護

相当高度なプライバシー情報を取り扱うなど、通常民間で取り扱う

ことが想定されておらず、かつ、万一当該プライバシー情報が漏えいした場合、社会に重大な影響を与えることが明白であるもの

③ 平等性・公平性

利用者に対し、平等な施設サービスを公平に提供することが困難であるなど、行政でなければ平等性・公平性が確保できないことを客観的・合理的に説明できるもの

④ 公益上の理由（直営一部業務委託施設の特例など）

現に業務委託等により管理している施設で、現在の委託先の団体等を育成するなどの公益上の必要がある場合は、必要な期間内において当該方式に管理することもやむを得ないものとする。

◎指定管理者によることが望ましい場合の判断基準

① 民間ノウハウの活用

民間事業者等に任せることで、利用者ニーズに合ったサービスの充実や運営ノウハウの活用が期待できるもの

② コスト削減

民間事業者等に任せることで管理コストの削減が期待できるもの

③ 地域性

地域住民が管理することで、よりきめ細かい管理が可能になり、ひいては利用環境が向上し、かつ、適正な管理が期待できるもの

④ その他

「市が管理すべき場合の判断基準」に該当しないもの

指定管理者を公募により選定すべき施設の判断基準

- ① 民間で類似施設がある。
- ② 利用料金制を採用している。
- ③ 管理に際し行政の関与の度合いが低い
- ④ 開放性が高い
- ⑤ 採算率が高い
- ⑥ 他の同種の施設に比べ管理コストが高い
- ⑦ 施設規模が大きい

以上の基準を基に、施設の目的・性質から総合的に判断するものとする。

4 現に管理委託している施設への導入

(1) 導入時期

原則として平成18年4月1日に移行する。

(2) 検討事項

指定管理者の選定に当たっては、指定管理者制度の趣旨から、公募を基本とする。ただし、施設の設置目的・管理状況、本ガイドラインに基づく検討結果等から公募によることが適当でないことを十分説明ができる施設は、公募によらないことができる。

なお、この場合においても周辺環境の変化、施設管理方針の変更、職員管理問題の整理、その他状況の変化に応じて、公募に切り替えていくこととする。

(3) 指定の期間

公募による施設については、5年以内を基本とする。公募によらない場合は、原則として3年以内とするが、従来の施設管理運営の状況によりやむを得ない場合は5年以内とすることができる。ただし、これ以外の長期間にわたり指定を行う合理的な理由がある場合は、この限りではない。その場合、その合理性について説明責任を果たすこととする。

5 新たに指定管理者制度を導入

(1) 検討事項

指定管理者制度の導入については、費用面、サービス面等さまざまな角度から積極的に検討し、すべての公の施設について、本制度を導入の可否についての説明責任を果たさなければならない。そのため、本ガイドラインの「3 検討から決定までの流れ」に基づき十分検討するものとする。

指定管理者の選定に当たっては、指定管理者制度の趣旨から、公募を基本とする。ただし、施設の設置目的・管理状況、本ガイドラインに基づく検討結果等から公募によることが適当でないことを十分説明ができる施設は、公募によらないことができる。

なお、この場合においても周辺環境の変化、施設管理方針の変更、職員管理問題の整理、その他状況の変化に応じて、次回の指定時期から公募に切り替えていくこととする。

(2) 指定の期間

公募による施設については、5年以内を基本とし、公募によらない場合は、原則として3年以内とする。ただし、これ以外の長期間にわたり指定を行う合理的な理由がある場合は、この限りではない。その場合、その合理性について説明責任を果たすこととする。

6 選定手続

(1) 業務内容の検討

指定管理者に行わせる業務について、条例に規定することとなる「業務の範囲」の詳細について個々に検討し、業務仕様書としてまとめる。

(2) 条例整備

施設の設置条例において「指定の手続」「管理の基準」「業務の範囲」等所要の規定整備を行う。

(3) 指定の申請

指定を受けようとする事業者から、事業計画書等の指定管理者としての適格性を判断できる書類の提出を受ける。

(4) 事業者の選定

申請（応募）者について、選定委員会においてあらかじめ設定する選定基準により審査を行い、その選定結果を受けて指定管理者の候補者を決定し、事業者に通知する。

(5) 指定管理者の指定

管理を行わせる施設の名称、事業者の名称、指定の期間などについて議会の議決を経て市が指定する。

(6) 協定の締結

指定管理者への委託料の額やリスクの分担、業務内容など必要な事項について両方で協議し、協定を締結する。

(7) 管理運営の実施、業務の監督、事業報告

公の施設の管理の適正を期するため、必要に応じて指定管理者から状況報告を求め、又は調査、指示を行う。毎年度終了後に提出される事業報告書を審査し、必要な措置をとる。

(8) 業務の終了・引継

指定期間の満了や指定の取消しによって指定管理者の業務が終了する。協定書で定められたとおり次期管理者への引継ぎをさせる。